

## 令和5年銚田市農業委員会8月定例総会議事録

日 時	令和5年8月25日（金）午後2時00分																																																																														
場 所	市役所 2階 大会議室																																																																														
出 欠 状 況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>欠</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	欠	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠																																																																										
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																										
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	欠																																																																										
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																										
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																										
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																										
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																										
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																										
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																										
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																										
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																										
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																										
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																										
事 務 局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長 菅谷主査																																																																														
議 長	7番 草野 克信（会長職務代理者）																																																																														
議事録署名人	12番 永井 俊齋      13番 齊藤 新一																																																																														
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																														
議 題	<p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について</p> <p>議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第 3 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について</p>																																																																														

	<p>そ の 他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p>
事 務 局	<p>定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、令和5年鉾田市農業委員会8月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、本来であれば会長が挨拶するところではございますが、会長が体調不良により出席できませんので、会長職務代理者であります草野代理からご挨拶をお願いいたします。</p>
職 務 代 理 者	<p>皆さん、改めましてこんにちは。会長体調不良により欠席のため、会長職務代理者の草野がご挨拶申し上げます。本日の本当に大変暑い中、お集まりいただき、ありがとうございました。</p> <p>さて、今月の定例総会より福祉事務所大会議室から市役所の会議室に移りまして、多少窮屈に感じられると思いますが、よろしくお願ひします。</p> <p>また、先月から続く猛暑のため、農作物にも多少影響が出てきて、ニンジンなんかはもう芽が出ないと、また秋野菜の作付にも影響が出ているそうです。皆さんもくれぐれも体調管理に気をつけていただいて、仕事、農業委員会活動に頑張ってください。</p> <p>今月も様々な案件がございますので、活発な意見をいただき、審議に臨みたいと思います。</p> <p>簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっておりますが、欠席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、議事進行を会長職務代理者であります草野代理をお願いいたします。</p>
議 長	<p>議長職大変不慣れではありますが、本総会が意義のあるものになるよう、皆様のご協力をいただき、議事進行に務めてまいります。</p>
議 長	<p>ただいまの出席委員は23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会8月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりです。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>

		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、12番 永井俊齋 委員、13番 齊藤新一 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 14番 飯岡政一 委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。
		(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号8番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		番号1番から番号8番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては8件、地目、田1筆、畑13筆、計14筆。面積は4万4、

<p>議 長</p> <p>海老原康廣委員</p>	<p>914平方メートルでございます。契約内容につきましては、全て売買となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>番号1番、番号2番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番、海老原です。説明に入る前に、この2つの案件は草野委員の案件です。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。譲受人、■■■さんと、譲渡人、大和田生まれの■■■さんは知人の間柄でございます。このたび、■■■さんより、千葉に住んでいるため管理ができないので買ってほしいとの申入れがあり、売買契約が円満にまとまったそうです。</p> <p>■■■さんは、水稲、サツマイモを栽培している専業農家でございます。申請地は面積が小さく、耕地整理もしておらず、水利もなく、全体遊休農地になっていますが、草を刈って、自宅より100メートルほどのところなので、自家消費野菜を作るそうです。問題のない案件でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、2番についてご説明いたします。譲受人、■■■さんと、譲渡人、■■■さんは紅葉区内の知人の間柄でございます。■■■さんは、数年前から申請地2筆を借り受けてハウスを建て、コマツナを栽培してきましたが、このたび、■■■さんより畑を買ってほしいとの話があり、売買契約が円満にまとまったそうです。■■■さんは、コマツナ、ミズナを中心としたハウス栽培をしていて、経営面積も6ヘクタール以上あり、研修生もおり、地域の若きリーダーとして頑張っております。問題のない案件ですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>平沼要司委員</p>	<p>番号3番、番号4番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>番号8番の平沼です。3番について報告をいたします。譲受人、■■■さんと、譲渡人、■■■さんは知人の関係でございます。このたび、■■■さんの経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったということです。■■■さんは、作物、ミニトマトなどを中心とした農家であり、経営面積も1.7ヘクタールあり、■■■さんも熱心に取り組んでおります。作物、ミニトマトを増産するために、申請地を取得したいということでございます。以上のような理由か</p>

	<p>ら、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えております。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、申請番号4番についてご報告いたします。譲受人、■■■■さんと、譲渡人、■■■■さんは知人の紹介ということで。このたび、■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、作物、ミニトマトなどを中心とした農家であり、経営面積も1.7ヘクタールあり、■■■■さんも熱心に取り組んでおります。作物、ミニトマトを増産するため、申請地を取得したいということでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えております。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件において問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号5番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>長峰克巳委員</p>	<p>9番、長峰です。5番についてご説明いたします。譲受人、■■■■さんと、譲渡人、■■■■さんは知人の間柄でございます。■■■■さんが農業経営の規模拡大をしたいとのことで、売買契約が円満にまとまったそうです。■■■■さんは、レンコン、サツマイモなどを中心とした農家であり、経営面積も140アールあり、姉の■■■■さんと一緒に農業に熱心に取り組んでいます。以上の理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>永井俊齋委員</p>	<p>番号6番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>12番、永井です。申請番号6番についてご説明します。譲受人、■■■■さんと、譲渡人、■■■■さん、■■■■さんは古い知人の間柄でございます。このたび、■■■■さんの経営規模拡大のため、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、ミニトマト、葉物を中心としたハウス農家で、経営面積も2.4ヘクタール余りを夫婦、研修生2名の計4名で耕作しております。以上のことから、譲受人は農地取得後も耕作を行う人員、資機材等の各種要件においても支障はないと認められます。つきま</p>

	<p>しては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長 菅谷幸子委員</p>	<p>番号7番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>21番、菅谷です。7番について説明いたします。この案件は、5月に申請されたもののその時に入れられず、譲渡人、■■■さんと、譲受人、■■■さんとは知り合いの仲であります。このたび、5月に審議された隣の一部分が別筆になっているということで、新たに再申請されたものでございます。よろしくご審議ください。</p>
<p>議長 小沼藤雄委員</p>	<p>番号8番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>20番、小沼です。譲受人、■■■、■■■さんと、譲渡人、■■■さんの間で売買契約が成立しまして、■■■さんは経営規模を大きくやっています、カンショを中心にやっています。生産から加工まで大きく経営しています。その処分した土地の中で、確認申請を行わないで牛舎を建てたところがありまして、そこをきれいに整備したということで、先日、私が行って写真を撮ってきました。きれいに整備されていました。そこで、権利移動に何ら問題ないと思いますので、よろしくご願ひいたします。</p>
<p>議長 大貫修一委員</p>	<p>番号1番から番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。 大貫委員。</p> <p>写真を撮ってきたというのでしたら、写真を見せてもらいたいのですけれども、皆さんも見ますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>せっかくなので、小沼委員のところを検索していただきたいのですが、メニューのところを押していただいて、農地一覧検索というところを押していただいて、そうすると耕作者とかを入力する画面が出てくると思うので、そこに議案書の譲渡人のほうの所有者名簿を入れてください。ただ、若干長いので、最初の何文字かを入れていただければ検索ができると思います。今回は、譲渡人のほうが■■■、■■■、■■■、■■■となっているので、「■■■■■」と入力して検索していただければ。表示されましたら、数字のところを押していただくと、左側に農家台帳と写真。どうでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>いかがでしょうか。私もタブレット全く不慣れなものですから、</p>

	<p>今後の課題として練習をある程度ね。 ほかにございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>では、質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号8番について申請どおり許可と決定すること にご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番から番号8番を申請どおり許可と 決定いたします。</p>
<p>(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許 可について)</p>	
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可 について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番、申請地、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、地目、畑、面積97平方 メートル。同じく<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、地目、畑、面積225平方メートル。 計2筆、322平方メートル。申請人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。転用施設、農業用倉庫、59.21平方メートル。事由、 現在使用している農業用倉庫が手狭なため、自宅に隣接する申請地 に農業用倉庫を整備したい。また、申請地の一部に碎石を敷いて駐 車場及び資材置場として整備して利用しておりましたので是正し たい。なお、この案件につきましては、一部使用されているため、 始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書 を御覧いただきたいと思います。と存じます。 以上でございます。</p>

議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
坪沼美知子委員	<p>2番, 坪沼です。番号1番についてご報告いたします。</p> <p>去る8月16日に, 5番, 永井委員, 6番, 海東委員, 2番, 坪沼と事務局にて現地調査を行いました。申請地は, 地図1ページ, 左側になります。詳細につきましては, 地元委員さんをお願いいたします。周囲は住宅, 山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり, 農地区分としては第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積など, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
関根薫委員	<p>17番, 関根です。ただいまの案件をご説明いたします。場所は, 地図1ページの左側を見ていただいて, 国道51号線, 柏熊交差点から旧道の湯坪集落センターの方面に向かって, 集落センターより500メートルぐらい行ったところ, 滝浜交差点を右に入り, 行き止まりの場所です。■■■■さんの住宅を増築した際に, 境界を設置して車庫を整備したいため, 是正の申請をしたいと聞いております。是正申請のために始末書添付となっております。問題ない案件と思われまますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利)</p>



		<p>の設定、移転を伴う転用許可について)</p>
議	長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事	務	<p>番号1番、権利、使用貸借。申請地、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、地目、畑、面積720平方メートル。使用借人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。使用貸人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。転用施設、駐車場、720平方メートル。事由、鮮魚等販売業を営んでおりますが、店舗の顧客用駐車場が不足しており、現在従業員も兼用で利用しているため、申請地に新たな従業員及び営業車両の駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
坪沼美知子委員		<p>2番、坪沼です。番号1番についてご報告いたします。</p> <p>去る8月16日に、5番、永井委員、6番、海東委員、2番、坪沼と事務局にて現地調査を行いました。申請地は、地図1ページ、右側になります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。申請地は、都市計画区域内の第1種低層住居地域であり、農地区分としては第3種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議	長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
森作秀裕委員		<p>10番、森作です。現況調査員の皆様、大変ご苦労さまでございます。番号1番についてご説明いたします。</p> <p><span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>さんなのですが、銚田の平場の御城というところで<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>を古くから、親の代から営んでおまして、店を昨年改装いたしましたので、そのことで駐車場が不足して、従業員の駐車場とお客様の駐車場とかぶってしまい、買えなくなってしまっているということで、この申請地に新たな従業員の駐車場及び営業車両の駐車場</p>

<p>議 長</p>	<p>を整備したいということです。失礼しました。地図を言うのを忘れて ました。地図1ページの右側を御覧ください。場所は、鉾田の町内 から第一保育所、通称西台という中の道を上がって行って、少し走 った右側の場所に当たります。この先真っ直ぐ上がっていくと浄水 センターとか、その先に行くと外環に出ますが、場所的にはそのよ うな形になります。失礼しました。農地転用許可基準から判断いた しまして、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等問題が ない案件かと思えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありません か。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたしま す。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号2番、権利、使用貸借。申請地、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、地目、 畑、面積414平方メートル。使用借人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。使用貸人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。転用施設、資材置場、414平方メートル。 事由、市発注の白塚地内の排水整備工事に必要な工事用資材及び重 機を置くための資材置場として利用したい。許可日から4か月間の 一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書 を御覧いただきたいと思います。存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 永井司委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>5番、永井です。2番について説明いたします。場所については 地図2ページの左側です。</p> <p>去る16日に、2番、坪沼委員、5番、私と、6番、海東委員で 現地調査をしてまいりました。転用基準から判断して、転用目的、</p>



議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
永井司委員	<p>5番, 永井です。3番について説明いたします。地図2ページの右側になります。詳細につきましては, 地元委員さんをお願いいたします。</p> <p>申請地は, 農地区分として第1種農地と判断しましたが, 転用目的, 位置環境から判断して, 現実性, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断してまいりましたので, よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
平沼要司委員	<p>8番, 平沼です。申請番号3番についてご報告いたします。</p> <p>現況調査員の皆様, ご苦労さまでした。場所は, 地図2ページの右側になります。大竹の海水浴場の信号より銚田市内のほうに向かい, 信号から100メートル行った左側の位置にあります。譲渡人, ■■■さんと, 譲受人の■■■さんは親子の関係でございます。このたび, 譲受人, ■■■さんが申請地を借り受けて自己住宅を建設したいということで, 使用貸借権が円満にまとまったということです。問題ない案件とされますので, よろしく審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号3番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	番号4番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事 務 局	番号4番, 権利, 贈与。申請地, ■■■, 地目,

<p>議 長</p> <p>海東一委員</p>	<p>畑，面積498平方メートル。譲受人，[REDACTED]，[REDACTED]。譲渡人，[REDACTED]，[REDACTED]，[REDACTED]，[REDACTED]。転用施設，自己住宅，128.77平方メートル。事由，現在，借家に家族4人で住んでおりますが，子供が成長し手狭なため，申請地を譲り受けて自己住宅を建築したい。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。なお，地元委員も兼ねておりますので続けて説明願います。</p> <p>6番，海東です。申請番号4番についてご報告いたします。</p> <p>場所については，地図3ページの左側の位置です。詳細につきましては，地元委員ですので，併せて説明していきたいと思えます。申請地は，住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い地域であり，農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，報告いたします。</p> <p>続けて，地元委員でしたので，説明いたします。申請地は，地図3ページの図を御覧ください。通称住宅地スカイタウンという地名で呼ばれている住宅が150棟ぐらいあります。その場所を南側へ300メートルぐらいの位置にまず住宅が建っております。受け人，[REDACTED]さん，渡し人，[REDACTED]さんは親子関係でございます。先月，[REDACTED]で申請を出しましたが，娘さんの[REDACTED]さんに贈与したいということで，申請を出し直したということでございます。問題のない案件と思われまますので，よろしく審議のほどお願いいたします。</p> <p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号4番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
-------------------------	--

議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	番号5番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事 務 局	番号5番，権利，使用貸借。申請地， <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ，地目，田，面積348平方メートル。同じく <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ，地目，田，面積237平方メートル。計2筆，585平方メートル。使用借人， <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ， <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。使用貸人， <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ， <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。転用施設，農業用資材置場，農業用冷蔵庫，289.90平方メートル。事由，農地法の許可を得ずに，耕作規模拡大に伴い農業用資材置場が必要となったため，申請地に農業用資材置場及び農業用冷蔵庫を整備して利用しておりましたので是正したい。なお，この案件につきましては，既に使用されているため，始末書が添付されています。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。なお，地元委員も兼ねておりますので続けて説明願います。
海東一委員	6番，海東です。申請番号5番について報告します。 場所については，地図3ページ，右側の位置です。詳細につきましては，地元委員ですので続けて説明していきたいと思います。申請地は，住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い地域であり，農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告いたします。 続けて，説明をいたします。申請地は，地図3ページ，右側を御覧ください。申挽信号機より西側へ700メートルぐらいの場所にあります。受け人， <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> さんと，渡し人， <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> さんは親子関係でございます。 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> さんは，稲作を3反5畝，畑作を6町5反作っており，農業に取り組んで経営しております。耕作規模拡大に伴い，農業用資材置場が必要となったため，申請地に農業用資材置場及び農業用冷蔵庫を整備して使用しておりますので，是正したいということで，始末書が添付されております。問題のない案件と思われるので，よろしく審議のほどお願いいたします。
議 長	番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。

議 長	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
	<p>(議案第4号 農用地利用集積計画の決定について)</p>
議 長	<p>続きます。議案第4号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>申請件数につきましては、22件、合計で31筆、面積3万573平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借8筆、使用貸借23筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。 以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第4号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p>
	<p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>2件の届出がございました。5筆で面積は1万288平方メートル。全て合意解約となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
	<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長	<p>報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>9件の届出がございました。46筆で、面積につきましては合計で8万4,499平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。</p> <p>以上でございます。</p>



(報告第3号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)

議 長

報告第3号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。

事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事 務 局

法務局より4件の照会がございました。番号1番, 3筆で地目, 田・畑から山林・原野への変更。番号2番, 2筆で地目, 畑から原野への変更。番号3番, 3筆で地目, 田・畑から宅地への変更。番号4番, 1筆で地目, 畑から原野への変更。現況地目のほうを確認し, 番号1番から番号3番までを非農地, 番号4番については農地であったことから, 令和5年7月19日付, 令和5年7月31日付, 令和5年8月3日付, 令和5年8月16日付で会長専決処分により回答いたしました。

以上でございます。

議 長

以上で, 議案の審議及び報告を終わります。

議 長

続きまして, その他について何かありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長

それでは, 議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして, 銚田市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。

午後2時50分 閉 会

署 名 人

議長(職務代理者)

12番 委員

	<p style="text-align: center;"><u>13番委員</u></p>
--	---